

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」\*をおすすめしています。

\*Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。



- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧できます

Web版の閲覧方法

右記のコードから簡単にアクセス



スマートフォンなどから読み取り、アクセスしてください。

ホームページからアクセス

- 1 第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款」をクリック
- 3 検索番号「05060」を指定し、検索するをクリック

\*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

野村證券株式会社（募集代理店）では、複数の保険会社の商品を取り扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格をもった社員にお問い合わせください。

\*保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

【引受保険会社】

第一フロンティア生命保険株式会社  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1  
日比谷フオートタワー  
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>  
お客様サービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126**  
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'25年4月版

☎B24F0358(2025.1.27) F6169-06 '25年3月作成 ラ

【募集代理店】

野村證券株式会社  
取扱者(生命保険募集人)

No.33946/25.04

# 特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

## 第一フロンティア年金セレクト (円建／外貨建)

積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



この書面は、ご契約前に必ずお読みください

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

【引受保険会社】

第一フロンティア生命  
第一生命グループ

【募集代理店】

野村證券株式会社

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称		この冊子での表記
保険契約の型	生存保障重視型	<b>満期重視プラン</b>
	積立型	<b>基本プラン</b>

- 指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

## 1 引受保険会社の商号と住所などについては以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険の特徴については以下のとおりです

- この保険は、通貨、保険契約の型(プラン)、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき年金原資額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。
- この保険には2つのプランがあり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただけます。

<b>満期重視プラン</b> (死亡給付割合 <b>100%</b> )	年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、「基本プラン」と比べて年金原資額を大きくするしくみ
<b>基本プラン</b>	積立利率により増加した積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定めるしくみ

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
- 指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- この保険は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。

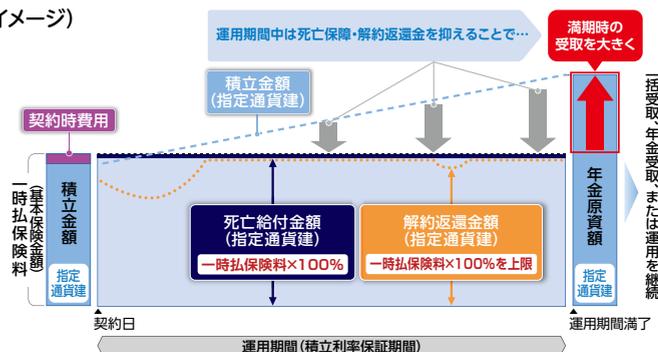
## 3 この保険の費用・リスクについては以下のとおりです

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P15~17

## 4 この保険のしくみについては以下のとおりです

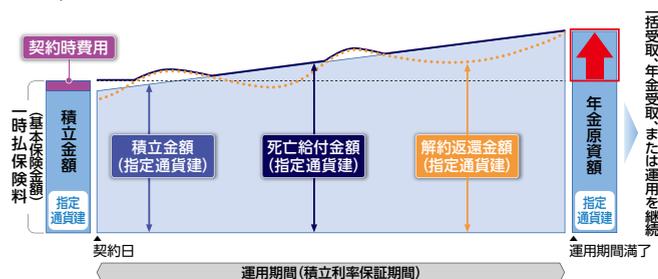
満期重視プラン  
死亡給付割合 **100%**

しくみ図(イメージ)



基本プラン

しくみ図(イメージ)



⚠️ 年金原資額について、外貨建の場合、円建での保証はありません。

\* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

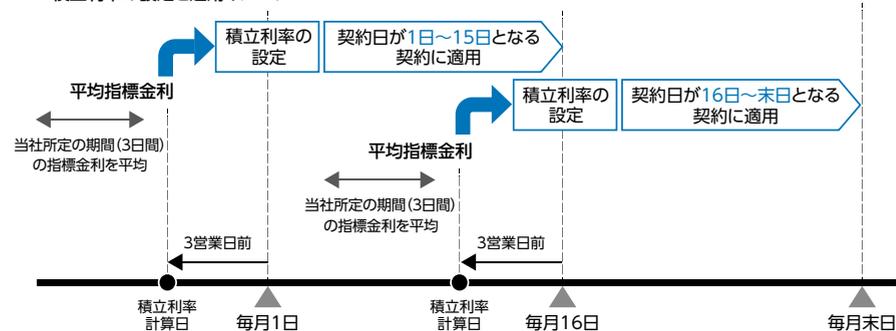
## 5 積立利率については以下のとおりです

■ 積立利率とは、積立金(一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金)に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 (下段の表もご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 [平均指標金利]とは、積立利率計算日(積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前)に算出される、当社所定の期間(3日間)の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル]-1.5%~+1.0% [豪ドル]-1.0%~+1.5% [円]-1.0%~+1.5%
保険契約関係費率	くわしくは ▶P15 をご参照ください。

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	更新時のみ選択可能	指標金利
米ドル	-	1年、3年	加重平均インデックス利回り(対象年限3年)
	5年	6年	加重平均インデックス利回り(対象年限5年)
	10年	-	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)
豪ドル	5年、10年	1年、3年、6年	積立利率保証期間に応じた豪ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))
円	5年、10年、15年、20年	1年	積立利率保証期間に応じた日本国債の流通利回り

\* 加重平均インデックス利回りとは、つぎの(1)を10%、(2)を90%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。

また、(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

(1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前年1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

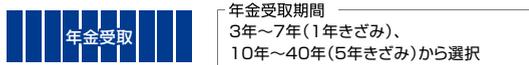
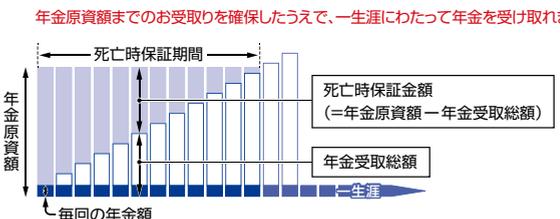
(2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前年1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

\* 使用する金利スワップレートは、将来変更となる場合があります。

## 6 保障内容については以下のとおりです

### 年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢*
確定年金	<p>決まった期間、確実に年金を受け取れます。</p>  <p>年金受取期間 3年～7年(1年きざみ)、 10年～40年(5年きざみ)から選択</p> <p>*年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。 *ご契約時には、「3年確定年金」が選択されます。</p>	5歳～95歳
死亡時保証金額付終身年金	<p>年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。</p>  <p>死亡時保証金額 (=年金原資額 - 年金受取総額)</p> <p>年金受取総額</p> <p>*死亡時保証期間(年金受取総額が初めて年金原資額以上となるまでの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします(年金を継続してお支払いするお取扱いはありません)。</p>	50歳～95歳
10年保証期間付終身年金	<p>10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。</p>  <p>保証期間10年</p> <p>*保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。</p>	50歳～95歳
一括受取(年金原資額の一括支払)	<p>年金原資額を一括で受け取れます。</p>  <p>一括受取</p> <p>*年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>	

\*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

\*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

\*年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

\*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

### 死亡給付金

■被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。

■年金支払開始日前の死亡給付金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

プラン	死亡給付金額
満期重視プラン (死亡給付割合 100%)	基本保険金額(一時払保険料) × 100%
基本プラン	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●積立金額 ●解約返還金額

■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは ▶ P12 をご参照ください。

■「目標到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶ P9・10

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

\*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

## 7 ご契約のお取扱いについては以下のとおりです

基本保険金額 (一時払保険料) もしくは払込金額	最低	<table border="1"> <tr> <th>指定通貨で入金する場合</th> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000米ドル</td> <td>10,000豪ドル</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	円		10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円								
	指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	円														
	10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円															
最高	<table border="1"> <tr> <th>「保険料円貨入金特約」を付加する場合</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。</p>	「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円		100万円													
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円																	
	100万円																	
<p>*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。</p>		<p>20億円相当額*</p> <p>* 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。</p> <p>* 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額などは通算して20億円相当額を超えることはできません。</p>																
運用期間(積立利率保証期間)	<table border="1"> <tr> <th>指定通貨</th> <th>運用期間(積立利率保証期間)</th> </tr> <tr> <td>外貨</td> <td>5年、10年、(1年、3年、6年)*</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>5年、10年、15年、20年、(1年)*</td> </tr> </table> <p>*更新時のみ選択可能です。</p>	指定通貨	運用期間(積立利率保証期間)	外貨	5年、10年、(1年、3年、6年)*	円	5年、10年、15年、20年、(1年)*											
指定通貨	運用期間(積立利率保証期間)																	
外貨	5年、10年、(1年、3年、6年)*																	
円	5年、10年、15年、20年、(1年)*																	
契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢	<p>●指定通貨:外貨 0歳~90歳 *運用期間により異なります。</p> <table border="1"> <tr> <th>運用期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> </tr> <tr> <th>契約年齢</th> <td>0歳~90歳</td> <td>0歳~85歳</td> </tr> </table> <p>●指定通貨:円 0歳~90歳 *運用期間により異なります。</p> <table border="1"> <tr> <th>運用期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> <tr> <th>契約年齢</th> <td>0歳~90歳</td> <td>0歳~85歳</td> <td>0歳~80歳</td> <td>0歳~75歳</td> </tr> </table>	運用期間	5年	10年	契約年齢	0歳~90歳	0歳~85歳	運用期間	5年	10年	15年	20年	契約年齢	0歳~90歳	0歳~85歳	0歳~80歳	0歳~75歳	
運用期間	5年	10年																
契約年齢	0歳~90歳	0歳~85歳																
運用期間	5年	10年	15年	20年														
契約年齢	0歳~90歳	0歳~85歳	0歳~80歳	0歳~75歳														
契約者	被保険者および被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定																	
被保険者	「満期重視プラン」の場合、ご契約者のみとなります(ご契約者と被保険者が異なる契約は取り扱いません)。																	
年金受取開始年齢	確定年金	5歳~95歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間 ≤ 122歳)																
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳~95歳																
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定 *ご契約者が法人の場合、ご契約者のみ指定いただけます。 *ご契約者が個人かつご契約者と年金受取人が別人の場合、贈与税の課税対象となることにご注意ください。																	

死亡給付金受取人 後継年金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定(複数名の指定可能) *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。	
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。	
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。	
年金支払開始日の変更	繰上げ年金開始*、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。 ※「基本プラン」の場合のみ取り扱います。	
1年間の年金受取回数	1回のみ取り扱います。	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。	
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付	取り扱いません。	

具体的なご契約の内容につきましては、お申込みの際、この「契約概要」と「契約申込書」にて必ずご確認ください。

## 8 この保険は無配当保険ですので、配当金はありません

## 付加できる特約については以下のとおりです

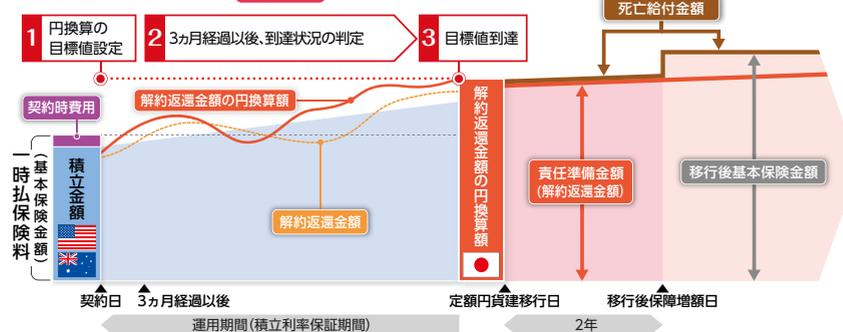
(くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

 目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「一時払保険料の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円建の終身保険に移行します。</li> <li><b>満期重視プラン</b></li> <li>■外貨建の終身保険に移行(「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加)した日以後に限り、付加できます。</li> <li><b>基本プラン</b></li> <li>■運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。</li> <li>■目標値に到達せず運用期間が満了した場合でも、つぎの場合は目標到達の判定を継続します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨建の終身保険に移行(「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加)</li> <li>・積立利率保証期間の更新</li> </ul> </li> <li>*当特約を契約当初に付加しなかった場合でも、上記の場合、新たに付加できます。</li> <li>■移行後の死亡給付金額については▶P6をご参照ください。</li> </ul>
定額終身保険 移行特約 (移行後通貨指定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに終身保険に移行できます。</li> <li>■ 移行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません(上記特約は消滅します)。</li> <li>■移行後の死亡給付金額については▶P6をご参照ください。</li> <li>■移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。</li> <li>■「基本プラン」の場合、契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日の解約返還金額をもとに終身保険に移行します。</li> </ul>
年金支払移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上記2つの特約のいずれかを付加し、終身保険に移行後、付加できます(ただし、契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限りです)。</li> <li>■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。</li> <li>■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。</li> </ul>
 保険料 円貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を円貨でお払いいただけます。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</li> <li>*情報端末を利用したお申込み、または野村證券にて振込処理を行う場合、付加できません。</li> </ul>
 円貨支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。</li> <li>■年金などのご請求の際に付加できます。</li> <li>■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>■円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限りです。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。</li> </ul>
死亡給付金等の 年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。</li> </ul>
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>

\*同一の被保険者について、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」により終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および最老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額▶P7を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額などを契約者に支払います。

 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<目標到達した場合のイメージ 基本プラン>



\*責任準備金とは、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。

\*下記に記載のTTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

## 1 円換算の目標値設定

120%~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額
外貨(指定通貨)	$\frac{\text{一時払保険料の円換算額}}{\text{一時払保険料(指定通貨建)} \times \text{判定基準為替レート} \times 1(\text{TTM}+50\text{銭})} \times \text{目標値}$
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	$\text{円貨払込金額} \times \text{目標値}$

\*1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。

■「円換算の目標金額」が20億円相当額を超える設定、変更はできません。

\*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

■目標値到達までは、目標値を何度でも設定・変更・解除することができます。ご契約後はさらに105%、110%、250%、300%も指定できます。

## 2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額が、上記1「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間		解約返還金額の円換算額
契約当初	契約日から3ヵ月経過以後※2より運用期間満了日の2ヵ月前まで	解約返還金額(指定通貨建) × 目標値判定為替レート (TTM-50銭)
更新後	更新日から更新後の運用期間満了日の2ヵ月前まで	
外貨建の終身保険に移行後	終身保険移行日から終身	

\*2 この特約を3ヵ月経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

## 3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。

■移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。

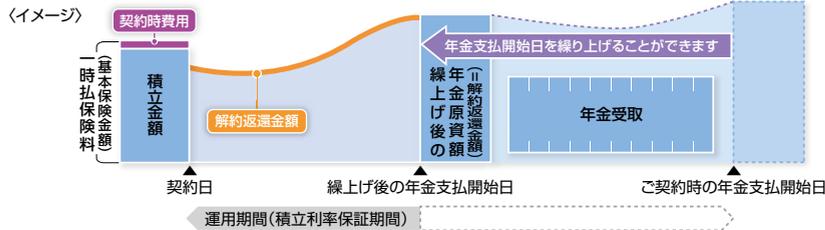
■定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については▶P6をご参照ください。

■契約を解約して解約返還金額を受け取ることや、「年金支払移行特約」を付加して年金でのお受取りに移行できます。

■移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。

## 10 基本プラン 年金支払開始日の繰上げについては以下のとおりです

- 「基本プラン」の場合で、契約日から起算して1年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、いつでも年金支払開始日を繰り上げることができます。
- 繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日)の翌日となります。
- 繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。くわしくは「14」をご参照ください。



## 11 積立利率保証期間の更新については以下のとおりです

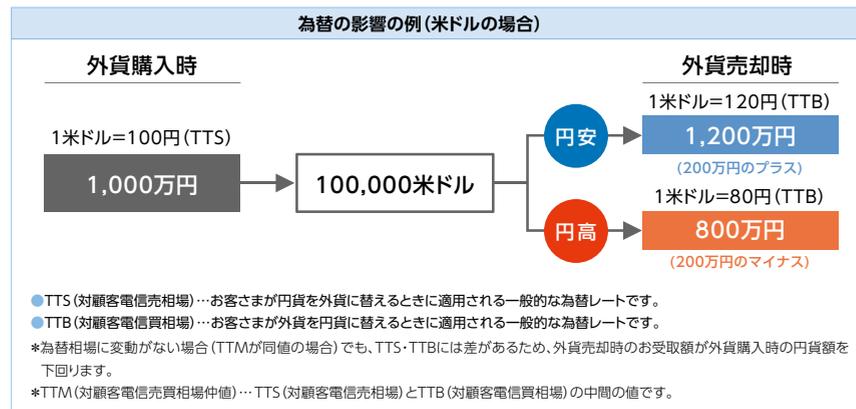
- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。
- 更新時に、指定通貨および積立利率保証期間を変更することができます。  
\*円から外貨への指定通貨の変更、およびプランの変更はできません。
- 年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日の積立利率がその期間の満了日まで適用されます。
- 「満期重視プラン」の場合、更新後においては、死亡給付金額は「更新後の基本保険金額(更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額)」に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。
- 「基本プラン」で目標値を設定し、目標到達せず更新した場合、「一時払保険料の円換算額」に対する目標判定を、更新後の年金支払開始日の2ヵ月前まで行います。
- しくみ図(イメージ)については「商品パンフレット」▶P6をご参照ください。

## 12 年金支払開始日の繰延べについては以下のとおりです

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、指定通貨が外貨の場合は3年、円貨の場合は1年を限度として、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されます。
- 「基本プラン」で目標値を設定し、目標到達せず繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。
- しくみ図(イメージ)については「商品パンフレット」▶P6をご参照ください。

## 13 為替相場の変動による影響については以下のとおりです

- くわしくは▶P17をご参照ください。



## 14 解約返還金額については以下のとおりです

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

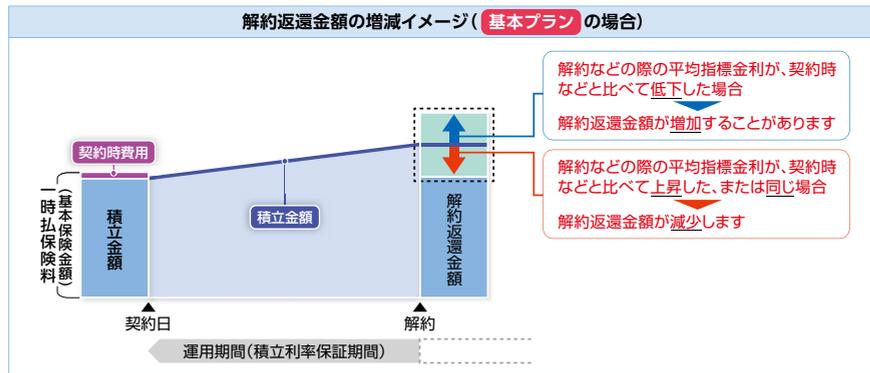


「満期重視プラン」の場合、基本保険金額(一時払保険料)に死亡給付割合100%を乗じた額が上限となります。

### 市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%*} \right]^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

\*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

\*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される。この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

\*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)に応じて以下のとおり計算され、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。  
・残存月数が120ヵ月以下の場合 残存月数  
・残存月数が121ヵ月以上の場合 残存月数×0.5+60ヵ月

※解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.47%	1.43%	1.38%	1.33%	1.28%	1.23%	1.18%	1.13%	1.08%	1.03%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

■繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。

■終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

## 15 お客さまに負担していただく費用があります

■くわしくは▶P15~17 をご参照ください。

# 1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

## ご契約時

項目	費用			
<b>契約時費用</b> ご契約の締結に必要な費用です。	一時払保険料から、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。			
	指定通貨	積立利率保証期間		
	外貨	5年	10年	
		3.5%	4.1%	
指定通貨	積立利率保証期間			
円	5年	10年	15年	20年
	1.0%	1.7%	1.7%	2.2%

## 積立利率保証期間中

「満期重視プラン」の場合、積立金額が死亡給付金額を下回っている間は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、以下の保険契約関係費率をあらかじめ差し引いております。

プラン	指定通貨	保険契約関係費率
<b>満期重視プラン</b>	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率
	円	ご契約の維持などに必要な費用の率
<b>基本プラン</b>	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
	円	ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率

▶ 次ページへ

## 年金受取期間中

項目	費用※2
<b>保険契約関係費</b> (年金管理費)※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <b>1.0%</b> (円貨で年金を受け取る場合は <b>最大0.35%</b> )

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2025年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては**1.4%**(円貨の場合は**最大1.0%**)となります。

## 終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」(  )、または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

## 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM + 50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM - 50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM - 50銭
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」 における為替レート	指定通貨を別の外貨に変更 (移行前の指定通貨のTTM - 25銭) ÷ (移行後の指定通貨のTTM + 25銭)
	指定通貨を円に変更

▶ 次ページへ

②積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

指定通貨を別の外貨に変更	(変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)
指定通貨を円に変更	TTM-50銭

\*上記の為替レートは、2025年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いいただく際には、金融機関への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

\*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 **⚠️ この保険のリスクは以下のとおりです**

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

 為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 **8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます**

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を野村證券にて振込処理を行った日\*1のいずれか遅い日から起算して8日以内\*2であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除\*3ができます。

\*1 他金融機関経由の場合は、第一フロンティア生命に着金した日となります。\*2 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。\*3 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください(右記のコードより直接アクセスいただけます)。

\*電磁的記録(第一フロンティア生命ホームページの場合)によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便(はがき、封書)により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

\*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

こちらから  
アクセス



記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-XXXX-○○○○
お支払いいただいた金額・通貨	10,000,000(米ドル・豪ドル・円) *上記は例示です。実際にお支払いいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座 (推奨) 申込番号または証券番号	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ 申込番号: 12-345-678901-23 / 証券番号: S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
(任意) お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。
送り先	〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお支払いいただいた通貨となります。  
\*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■ したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お支払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨*4	円貨*5
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨*6	外貨*7

\*4 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお支払いいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。  
\*5 円貨でお支払いをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

\*6 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

\*7 外貨でお支払いをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料
- ④為替差損(益)

■募集代理店へお申し出いただいても受付していません。

注意喚起情報

## 4 告知は不要です

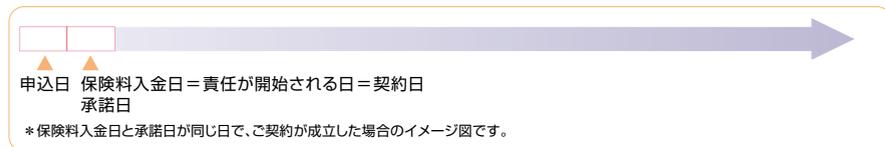
- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。  
\*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 5 ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

## 6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。



- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 7 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）
- 重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど）
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。  
① 契約時費用 ② 市場価格調整 ③ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート  
解約返還金額の計算方法など詳しくは をご参照ください。

## 9 この保険は、為替相場の変動による影響をうけます

- くわしくは をご参照ください。

## 10 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820  
受付時間: 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります（該当の場合のみご確認ください）

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

特に、現在加入している一時払年金保険を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方は、つぎの事項にご留意ください。

- 一時払年金保険を解約した場合、解約返還金をお支払いし、ご契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資額の最低保証機能のついたご契約の場合、年金原資額の最低保証は消滅します。
- 一時払年金保険を減額した場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資額の最低保証機能のついたご契約の場合、一般的に年金原資額が最低保証される額は減額されます。なお、減額した場合、減額せずにご契約を継続した場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
- 解約控除適用期間のある一時払年金保険を解約控除適用期間中に解約する場合、契約日からの経過年数に応じた解約控除を積立金から控除した金額が解約返還金額となります。
- 新たにお申込みされる保険契約は、解約されるご契約と商品内容などが異なる場合があります。

## 12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

## 13 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のもので、法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

\*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

\*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取り扱いとなりますのでご注意ください。

### 外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

\*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

\*「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
年金原資額の 一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)

\*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

\*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

### ご契約時

■お支払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	--

## 積立利率保証期間中および終身保険への移行後

■解約・減額時の差益に対する課税

●積立利率保証期間中

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税※1	所得税(一時所得※2)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※2)+住民税	

●終身保険への移行後

所得税(一時所得※2)+住民税の対象となります。

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※2)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

## 年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一部支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20%源泉分離課税※1 (運用期間「5年」はこちらに該当します)	所得税(一時所得※2)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得※3)+住民税	所得税(一時所得※2)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得※3)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

■死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税(一時所得※2)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

\*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

※3 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

## 14 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 15 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください。

## 16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

- ・お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- ・第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。



### 1 この商品は預金ではありません。

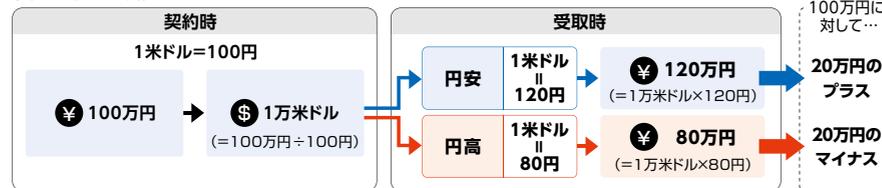
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、また、**元本割れ**することがあります。

### 2 “円ベース”での保証はありません。



外貨建の場合、死亡給付金額や運用期間満了時の年金原資額は、**円ベースで元本割れ**することがあります。

（為替の影響の例）



### 3 運用期間中に解約・減額した場合、解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。



（市場価格調整（解約返還金額の増減）イメージ）

#### 1 解約の際の市場金利が、契約時と比べて上昇した場合



#### 2 解約の際の市場金利が、契約時と比べて低下した場合



\* 「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

（解約返還金額の例）

基本プラン、指定通貨：米ドル、運用期間：10年、積立利率：3.50%、平均指標金利：3.50%、一時払保険料：100,000米ドル

経過年数3年の解約返還金額（契約時費用も加味）

1 解約時の平均指標金利が、契約時と比べて3.0%上昇した場合	2 解約時の平均指標金利が、契約時と比べて3.0%低下した場合
一時払保険料 100,000米ドル > 解約返還金額 86,481米ドル	一時払保険料 100,000米ドル < 解約返還金額 129,728米ドル

\* 契約時費用は、指定通貨が米ドル・豪ドルの場合、運用期間ごとに（5年）3.5%、（10年）4.1%です。

\* 上記の解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日前日の金額で、小数点以下を切捨てて表示しています。

### 4 満期重視プランを選択した場合、運用期間中の死亡給付金額・解約返還金額が抑制されます。



死亡給付金額は一時払保険料の100%となり、解約返還金額は一時払保険料の100%が上限となります。

